

京都市上下水道局告示第60号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、寄附金（ふるさと納税）の納付に係る指定代理納付者を次のように指定しますので告示します。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 指定代理納付者の名称

(1) 京銀カードサービス株式会社

所在地 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

(2) 三井住友カード株式会社

所在地 大阪府中央区今橋4丁目5番15号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

琵琶湖疏水通船復活応援寄附金（ふるさと納税）

3 指定代理納付者に歳入の納付を開始させる日

平成29年4月1日

(上下水道局総務部経営企画課)